

## 6. 特殊車両通行許可違反の取締り強化

### ○国道43号における特殊車両通行許可違反取締り基地の建設

#### <経緯>

取締りを強化するため、平成14年度は西宮市染殿町（大阪行き車線側）に新しい特殊車両通行許可違反取締り基地（特車基地）を設置しました。

### ○国道43号における特殊車両通行許可違反の取締り

#### <経緯>

平成14年度は、尼崎市西向島町特車基地において18回取締りを実施しました。（指導警告：52件）

また、近畿運輸局、兵庫県警察本部と連携してディーゼル車を対象に、排気黒煙検査及び取締り、特殊車両通行許可違反の取締り、過積載違反の取締りを10回実施しました。

#### <現状と今後の方針>

平成15年度は、尼崎市西向島町の特殊車両通行許可違反取締り基地において既に3回の取締りを実施しており、平成14年度と同程度の頻度で取締りを継続実施するとともに、平成15年6月からは、西宮市染殿町の取締り基地においても取締りを実施していく予定としています。

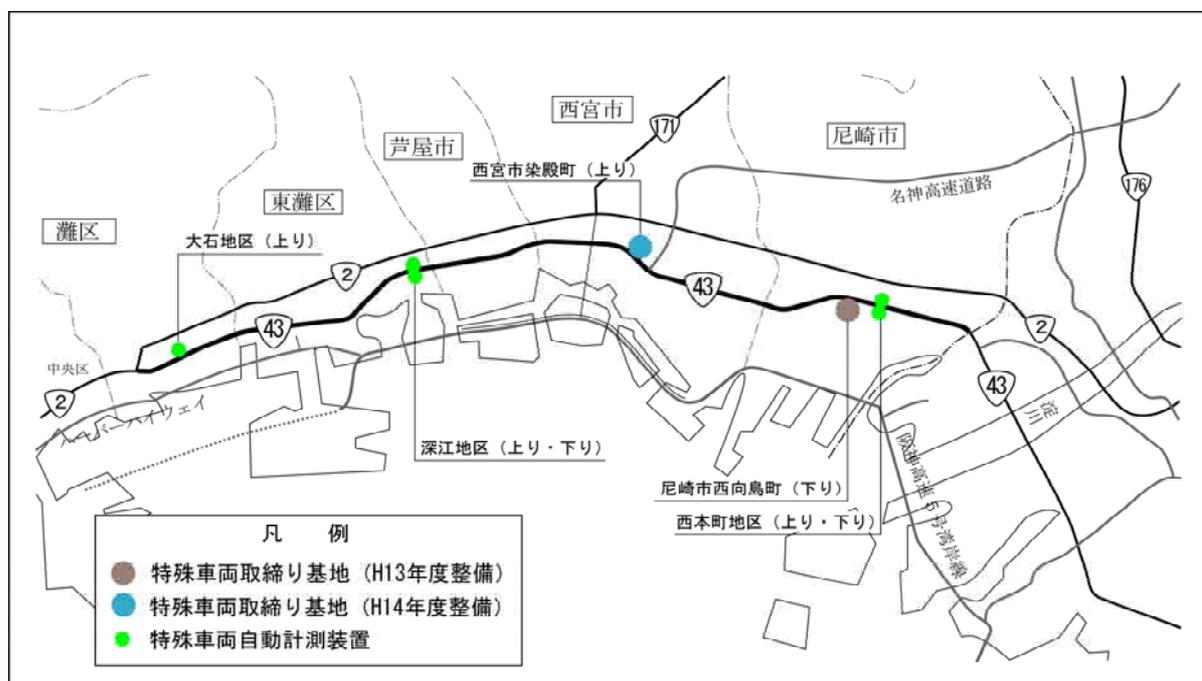


図11 特車取締り基地の位置図

全 景



車両計測装置



写真10 特車取締り基地の建設（西宮市染殿町：H14年度整備）

平成15年4月14日



写真11 特車取締りの状況（尼崎市西向島町）

平成15年4月14日



写真12 ディーゼル車の排気黒煙検査の状況（尼崎市西向島町）

## ○国道43号における自動取締り装置を利用した違反車両への指導警告

### <経緯>

国道43号では、5箇所の特種車両自動取締り装置を設置しており、制限値（軸重）を越える車両に電光表示板による警告を行うとともに、3回／月以上違反している車両に対して、これまで指導警告文書を送付していましたが、平成15年1月分より、違反回数を2回／月以上に強化して、指導警告文書を送付しています。

なお、平成14年度は、50件（4月～12月分23件、1～3月分27件）の指導警告文書を送付しました。

### <今後の方針>

平成15年度も引き続き、これまでと同様に自動取締り装置を利用した指導警告を実施します。

## ○3号神戸線における車両制限令違反車両指導取締り

### <経緯>

平成14年度は、3号神戸線において、車両制限令違反車両指導取締りを、原則として平日午前午後各1回／日、夜間9回／月、早朝6回／月実施しました。

平成14年度実績 実施回数 724回（内、兵庫県警との合同取締り 16回）  
指導警告回数 434回

### <今後の方針>

平成15年度も引き続き、前年度と同程度の頻度で実施します。